

非正規（パート・派遣・契約社員等）で働いている皆さんへ・・・！！

現在“働き方改革”という言葉は新聞テレビに登場しない日はないほど国民の大きな関心事となっておりますが、不安定な雇用、生涯低賃金、老後を含む複合的生活不安などに曝されやすいこうした非正規労働者はその総数およそ2,000万人、雇用労働者全体の4割弱（女性では6割弱）を占め、不本意非正規雇用者も25～35歳層では1/4を超えております。

こうしたことから現在の第3次改造安倍内閣は、自らを「未来チャレンジ内閣」と位置づけ、中でも「働き方改革」を最大のチャレンジと位置づけ、①長時間労働の是正、②非正規雇用労働者の処遇改善、③同一労働同一賃金の導入を目指そうとしております。

社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的として法律に定められた国家資格者であり、秋田県社会保険労務士会はその国家資格者たる社会保険労務士を構成員とする法定団体です。

この度秋田県社会保険労務士会では、人事労務の専門家集団として厚生労働省秋田労働局から「秋田県非正規雇用労働者待遇改善支援センター」の運営を委託されました。

「ニッポン1億総活躍プラン」、正規か非正規かといった雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保する「同一労働同一賃金」とは具体的にどのようなものなのか・・・等々、皆様のご相談・ご利用を心からお待ちしております。

*秋田県非正規雇用労働者待遇改善支援センター

〒010-0921 秋田市大町3-2-44（大町ビル3F）

☎018-823-3883

*開設日及び開設時間

土・日祭日を除く毎日 9:00～17:00

（注）開所時間内であっても、コンサルタントが在席していない場合も
ございますので、ご来所される際には事前にご確認ください。

コンサルタントは、全員社会保険労務士（国家資格者）です。